



平成 26 年 8 月 27 日

各 位

社 名： 株 式 会 社 ア ー ク
代 表 者 名： 代 表 取 締 役 社 長 鈴 木 康 夫
(コード番号： 7873 東 証 第 一 部)
問 い 合 せ 先： 執 行 役 員 河 本 俊 之
TEL： 06 (6260) 1040

定款の一部変更、取締役及び監査役候補者並びに

臨時株主総会開催及び付議議案決定に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 8 月 5 日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にて、平成 26 年 9 月 30 日に臨時株主総会を開催予定である旨をお知らせいたしましたが、本日開催の取締役会において、定款の一部変更、取締役及び監査役候補者並びに臨時株主総会の開催及び付議議案について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 定款の一部変更

1. 定款変更の目的

株式会社地域経済活性化支援機構が有していた A 種優先株式及び C 種優先株式について、同機構が平成 26 年 8 月 5 日付で A 種優先株式 50,000,000 株及び C 種優先株式 23,518,613 株について普通株式を対価とする取得請求権を行使し、同月 26 日付で A 種優先株式 100,000,000 株につき金銭を対価とする取得請求権を行使した結果、発行済 A 種優先株式及び発行済 C 種優先株式の全てにつき当社が取得することとなり、これに伴って当社は平成 26 年 8 月 27 日付でこれらの A 種優先株式及び C 種優先株式の全てを消却いたします。このため、上記消却に伴って A 種優先株式及び C 種優先株式を廃止するべく関連する定款規定を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更箇所の詳細は 4 ページ「IV. 定款変更の内容」をご覧ください。

3. 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日	平成 26 年 9 月 30 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 26 年 9 月 30 日 (予定)

II. 取締役及び監査役候補者

現在の当社取締役7名のうち、4名（中桐悟、中西雅也、高橋和重及び櫻田浩一）が、平成26年9月30日開催予定の臨時株主総会終結の時をもって辞任により退任するため、新たな経営体制の整備及び充実を図るべく、同臨時株主総会に付議する取締役選任議案の候補者について決議いたしました。また、現在の当社監査役5名のうち、2名（細川敬章及び中島宏記）も同臨時株主総会終結の時をもって辞任により退任するため、当社の監査体制の一層の強化を図るべく、同臨時株主総会に付議する監査役選任議案の候補者について決議いたしました。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有株式数 (株)
1	松本 展明 (昭和49年5月28日生)	平成9年4月 オリックス株式会社入社 平成23年10月 同社事業投資本部事業投資グループ シニアヴァイスプレジデント(現任) <重要な兼職の状況> オリックス株式会社 事業投資本部事業投資グループ シニアヴァイスプレジデント	—
2	入江 修二 (昭和38年3月14日生)	平成13年5月 みずほ証券株式会社入社 平成23年4月 オリックス株式会社入社 同社事業投資グループ長 平成23年6月 オリックス・プリンシパル・インベスト メンツ株式会社代表取締役 平成23年9月 オリックス株式会社事業投資本部 副本部長 平成23年10月 オリックス・ホールセール証券株式会社 取締役 平成24年1月 オリックス・ホールセール証券株式会社 代表取締役 平成25年1月 オリックス株式会社執行役(現任) 平成26年1月 同社事業投資本部長(現任) <重要な兼職の状況> オリックス株式会社 執行役兼事業投資本部長	—
3	三宅 誠一 (昭和43年4月15日生)	平成4年4月 オリックス株式会社入社 平成24年4月 同社事業投資本部事業投資グループ長 (現任) 平成25年8月 オリックス・プリンシパル・インベスト メンツ株式会社代表取締役(現任) 平成26年5月 O P I ・ 11 株式会社代表取締役(現任) <重要な兼職の状況> オリックス株式会社 事業投資本部事業投資グループ長 オリックス・プリンシパル・インベストメンツ株式会社 代表取締役 O P I ・ 11 株式会社 代表取締役	—

4	高井 伸太郎 (昭和48年1月24日生)	平成11年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 長島・大野法律事務所(現長島・大野・ 常松法律事務所)入所 平成19年1月 同所パートナー(現任) 平成22年2月 三起商行株式会社社外監査役(現任) <重要な兼職の状況> 長島・大野・常松法律事務所 パートナー 三起商行株式会社 社外監査役	—
---	-------------------------	--	---

※入江修二、三宅誠一及び高井伸太郎の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役候補者であります。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有株式数 (株)
1	中田 貴夫 (昭和48年5月25日生)	平成10年10月 センチュリー監査法人(現新日本有限 責任監査法人)入所 平成14年4月 公認会計士登録 平成14年7月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法 人トーマツ)入所 平成26年4月 中田公認会計士事務所開設 平成26年6月 株式会社KR フードサービス社外監査 役(現任) <重要な兼職の状況> 中田公認会計士事務所 所長	—
2	赤嶋 知行 (昭和52年4月17日生)	平成13年9月 軒澤公認会計士事務所入所 平成19年2月 オリックス株式会社入社 同社事業投資本部事業投資グループ ヴァイスプレジデント(現任) <重要な兼職の状況> オリックス株式会社 事業投資本部事業投資グループ ヴァイスプレジデント	—

※中田貴夫氏及び赤嶋知行氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役候補者であります。

Ⅲ. 臨時株主総会の開催及び付議議案

1. 開催日時

平成26年9月30日(火) 午前10時

2. 開催場所

大阪市北区中之島五丁目3番51号

大阪国際会議場(グランキューブ大阪)12階 特別会議場

3. 付議議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

IV. 定款変更の内容（下線は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>第5条 (条文略)</p> <p>2. 当会社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 普通株式 900,000,000株</p> <p>(2) <u>A種優先株式</u> <u>150,000,000株</u></p> <p>(3) <u>B種優先株式</u> 50,000,000株</p> <p>(4) <u>C種優先株式</u> <u>50,000,000株</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第6条 当会社の普通株式、<u>A種優先株式</u>、<u>B種優先株式</u>及び<u>C種優先株式</u>の単元株式数は、それぞれ100株とする。</p> <p>2. (条文略)</p>	<p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>第5条 (現行通り)</p> <p>2. 当会社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 普通株式 900,000,000株 (削除)</p> <p>(2) <u>B種優先株式</u> 50,000,000株 (削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第6条 当会社の普通株式及び<u>B種優先株式</u>の単元株式数は、それぞれ100株とする。</p> <p>2. (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式の分割又は併合及び株式無償割当て) 第6条の2 当社は、株式の分割又は併合を行う場合は、普通株式、<u>A種優先株式</u>、<u>B種優先株式</u>及び<u>C種優先株式</u>の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</p> <p>2. 当社は、株式無償割当てを行う場合は、普通株式、<u>A種優先株式</u>、<u>B種優先株式</u>及び<u>C種優先株式</u>の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。</p> <p>第2章の2 <u>A種優先株式</u> (A種優先期末配当金)</p> <p>第8条の2 当社は、第33条に定める期末配当金としての剰余金の配当を行う場合、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された<u>A種優先株式</u>を有する株主(以下「<u>A種優先株主</u>」という。)又は<u>A種優先株式</u>の登録株式質権者(以下「<u>A種優先登録株式質権者</u>」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「<u>普通株主</u>」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「<u>普通登録株式質権者</u>」という。)、<u>B種優先株式</u>を有する株主(以下「<u>B種優先株主</u>」という。)又は<u>B種優先株式</u>の登録株式質権者(以下「<u>B種優先登録株式質権者</u>」という。)及び<u>C種優先株式</u>を有する株主(以下「<u>C種優先株主</u>」という。)又は<u>C種優先株式</u>の登録株式質権者(以下「<u>C種優先登録株式質権者</u>」という。)に先立ち、<u>A種優先株式</u>1株につき、<u>A種優先株式</u>1株当た</p>	<p>(株式の分割又は併合及び株式無償割当て) 第6条の2 当社は、株式の分割又は併合を行う場合は、普通株式及び<u>B種優先株式</u>の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</p> <p>2. 当社は、株式無償割当てを行う場合は、普通株式及び<u>B種優先株式</u>の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>りの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、次項に定める配当年率(以下「A種優先配当年率」という。)を乗じて得られる額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)(以下「A種優先期末配当金」という。)の配当を行う。但し、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して次条第1項に定めるA種優先中間配当金又は同条第2項に定めるA種優先臨時配当金を支払った場合は、その額を控除した額をA種優先期末配当金とする。</p> <p>2. <u>A種優先配当年率は、日本円TIBOR(12ヶ月物)に0.5を加えて得られる数値(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)とする。</u></p> <p>3. <u>前項の「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、各事業年度の初日(当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日)(以下「A種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。但し、当該日時に日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日(当該</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直後の営業日)において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いる。</u></p> <p>4. <u>ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先期末配当金の額に達しない場合は、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p>5. <u>A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(A種優先中間配当金及びA種優先臨時配当金)</u></p> <p>第8条の3 当社は、第34条に定める中間配当金として剰余金の配当を行う場合、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先期末配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を支払う。</p> <p>2. 当社は、期末配当金及び中間配当金としての剰余金の配当以外に剰余金の配当を行う場合、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、当該基準日が属する事業年度に係るA種優先期末配当金として支払われるべき金額に、当該事業年度の初日（同日を含む。）から当該基準日（同日を含む。）までの日数を乗じて得られる額を、365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）（以下「A種優先臨時配当金」という。）を金銭により支払う。但し、</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>当該事業年度の初日から当該基準日までの期間に属する基準日に係るA種優先中間配当金又は先行するA種優先臨時配当金がある場合には、かかるA種優先中間配当金及びA種優先臨時配当金の合計額を控除した額とする。</u></p> <p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>第8条の4 当社は、残余財産を分配する場合、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に第3項に定めるA種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。</u></p> <p>2. <u>当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p> <p>3. <u>A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額とは、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にA種優先期末配当金の額を乗じて得られる額を、365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>但し、分配日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金又はA種優先臨時配当金を支払った場合は、その額を控除した額とする。</u></p> <p><u>(議決権)</u></p> <p><u>第8条の5 A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。</u></p> <p><u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u></p> <p><u>第8条の6 A種優先株主は、第3項に定める取得請求期間中いつでも、当社に対して、自己の有するA種優先株式の全部又は一部を、普通株式を対価として取得することを請求することができる。</u></p> <p>2. <u>前項の取得請求があった場合、当社は、当該請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、当該請求に係るA種優先株式の数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、次条に定める取得価額で除して得られる数の普通株式を当該A種優先株主に対して交付する。本項に基づいてA種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合は、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. <u>A種優先株主が当会社に対して、本条に基づき自己の有するA種優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる期間は、A種優先株式の払込期日の1年後の応当日の翌日(当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日)からA種優先株式の払込期日の11年後の応当日(当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日)まで(以下「取得請求期間」という。)とする。</u></p> <p>4. <u>取得請求の受付場所は、第7条に定める株主名簿管理人及びその事務取扱場所とする。</u></p> <p>5. <u>取得請求の効力は、取得請求に要する書類が前項に定める取得請求の受付場所に到達したときに発生する。</u></p> <p><u>(普通株式を対価とする取得請求に係る取得価額)</u></p> <p><u>第8条の7 前条の取得請求に係る取得価額は、当初15円とし、次項以下の定めに従って調整される。</u></p> <p>2. <u>A種優先株式の発行後に次の第1号から第5号に掲げる事由が発生した場合、当該各号に定めるとおり取得価額を調整する(取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)</u>。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1) <u>普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てを行う場合、次の算式により取得価額を調整する。この場合において、株式無償割当てを行うときは、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。調整後の取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。</u></p> $\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <p>(2) <u>普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。</u></p> $\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(3) <u>第4項に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）</u>、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降、これを適用する。この場合において、当社が保有する普通株式を処分するときは、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
$\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{調整前取得価額}} \times \frac{\frac{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たりの時価}}{\text{1株当たりの時価}}}{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$ <p>(4) <u>当社に取得をさせることにより、又は当社に取得されることにより、第4項に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本号において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本号において同じ。）に、又は株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、又は株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(5) <u>行使することにより又は当会社</u> <u>に取得されることにより、普通</u> <u>株式1株当たりの新株予約権の</u> <u>払込金額と新株予約権の行使に</u> <u>際して出資される財産の普通株</u> <u>式1株当たりの価額の合計額が</u> <u>第4項に定める普通株式1株当</u> <u>たりの時価を下回る価額をもっ</u> <u>て普通株式の交付を受けること</u> <u>ができる新株予約権を発行する</u> <u>場合（新株予約権無償割当ての</u> <u>場合を含む。）</u>、<u>かかる新株予</u> <u>約権の割当日に、新株予約権無</u> <u>償割当ての場合にはその効力が</u> <u>生ずる日（新株予約権無償割当</u> <u>てに係る基準日を定めた場合は</u> <u>当該基準日。以下本号において</u> <u>同じ。）</u>に、<u>又は株主割当日が</u> <u>ある場合はその日に、発行され</u> <u>る新株予約権の全てが当初の条</u> <u>件で行使され又は取得されて普</u> <u>通株式が交付されたものとみな</u> <u>し、取得価額調整式において「1</u> <u>株当たり払込金額」として普通</u> <u>株式1株当たりの新株予約権の</u> <u>払込金額と新株予約権の行使に</u> <u>際して出資される財産の普通株</u> <u>式1株当たりの価額の合計額を</u> <u>使用して計算される額を、調整</u> <u>後取得価額とする。調整後取得</u> <u>価額は、かかる新株予約権の割</u> <u>当日の翌日以降、新株予約権無</u> <u>償割当ての場合にはその効力が</u> <u>生ずる日の翌日以降、又は株主</u> <u>割当日がある場合にはその翌日</u> <u>以降、これを適用する。但し、</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>本号による取得価額の調整は、当会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されない。</u></p> <p>3. <u>前項各号に掲げる事由によるほか、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当社は、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額及び適用の日その他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行う。</u></p> <p><u>(1) 合併、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>(2) 前号のほか、普通株式の発行済株式の総数（当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>4. <u>取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所（JASDAQ市場）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>5. <u>取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまる場合は、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</u></p> <p>6. <u>前項までに定める取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとらなければならない。</u></p> <p><u>(金銭を対価とする取得請求権)</u></p> <p><u>第8条の8 A種優先株主は、第4項に定める期間中いつでも、当会社に対して、自己の有するA種優先株式の全部又は一部を、金銭を対価として取得することを請求することができる(以下「金銭対価取得請求」という。)</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>前項の金銭対価取得請求があった場合、当社は、A種優先株主が当該金銭対価取得請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における次項に定める取得上限額を限度として法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求日に、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を当該A種優先株主に対して交付する。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされたときは、当社が取得すべきA種優先株式は、金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。本項における経過A種優先配当金相当額の計算は、第8条の4第3項に定める経過A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「金銭対価取得請求日」と読み替えてこれを行う。</u></p> <p>3. <u>本条において、「取得上限額」とは、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、当社株式</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>に対してなされた剰余金の配当、及び本条に基づき金銭対価取得請求が行われたA種優先株式の前条に定める取得価額の合計額を減じて得られる額をいう（0未満の場合は0円とする。）。</u></p> <p>4. <u>A種優先株主が当会社に対して、金銭対価取得請求をすることができる期間は、A種優先株式の払込期日の翌日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日）からA種優先株式の払込期日の11年後の応当日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日）までとする。</u></p> <p>5. <u>第8条の6第4項及び第5項の規定は、本条に定める金銭対価取得請求がなされた場合に準用する。</u></p> <p><u>（普通株式を対価とする取得条項）</u></p> <p><u>第8条の9 当会社は、第8条の6第3項に定める取得請求期間の末日の翌日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日。）が到来することをもって、普通株式の交付と引換えに、A種優先株式の全部を取得する。</u></p> <p>2. <u>前項の場合、当会社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、かかるA種優先株式の数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を次項に定める一斉取得価額で除して得られる数の普通株式をA種優先株主に対して交付する。本項に基づいてA種優先株式の取得と引換えに</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合は、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</u></p> <p>3. <u>一斉取得価額は、第8条の7に定める取得価額（但し、同条に準じて調整される。）と同額とする。</u></p> <p>第2章の<u>3</u> B種優先株式 （B種優先株式の剰余金の配当）</p> <p>第8条の<u>10</u> 当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、第33条に定める期末配当金としての剰余金の配当を行う場合、第34条に定める中間配当金としての剰余金の配当を行う場合、又はこれら以外の剰余金の配当を行う場合、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式1株につき普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金を支払う。</p> <p>2. B種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、普通株式及びC種優先株式に係るそれと同順位とする。</p> <p>（残余財産の分配）</p> <p>第8条の<u>11</u> （条文略） （議決権）</p> <p>第8条の<u>12</u> （条文略） （種類株主総会における決議）</p> <p>第8条の<u>13</u> （条文略） （普通株式を対価とする取得請求権）</p> <p>第8条の<u>14</u> （条文略） 2. （条文略）</p>	<p>第2章の<u>2</u> B種優先株式 （B種優先株式の剰余金の配当）</p> <p>第8条の<u>2</u> 当社は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対して、第35条各項に定める剰余金の配当を行う場合、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、B種優先株式1株につき普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金を支払う。</p> <p>2. B種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、普通株式に係るそれと同順位とする。</p> <p>（残余財産の分配）</p> <p>第8条の<u>3</u> （現行通り） （議決権）</p> <p>第8条の<u>4</u> （現行通り） （種類株主総会における決議）</p> <p>第8条の<u>5</u> （現行通り） （普通株式を対価とする取得請求権）</p> <p>第8条の<u>6</u> （現行通り） 2. （現行通り）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. B種優先株主が当会社に対して、本条に基づき自己の有するB種優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる期間は、B種優先株式の払込期日の5年後の応当日の翌日(当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日)以降とする。但し、第8条の16に基づき当会社が金銭を対価とする取得条項に係るB種優先株式取得日を定めた場合、当会社がB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式取得日を通知又は公告した日からB種優先株式取得日までの間、B種優先株主は本項に基づく普通株式を対価とする取得請求権を行使することができない。</p> <p>4. <u>第8条の6第4項及び第5項の規定は、本条に定める取得請求がなされた場合に準用する。</u> (新設)</p> <p>(普通株式を対価とする取得請求に係る取得価額)</p> <p>第8条の15 前条の取得請求に係る取得価額は、当初145円とし、<u>第8条の7第2項から第6項までの規定を準用して調整する。この場合、当該各項の「A種優先株式」、「A種優先株主」及び「A種優先登録株式質権者」は、「B種優先株式」、「B種優先株主」及び「B種優先登録株式質権者」とそれぞれ読み替える。</u></p>	<p>3. B種優先株主が当会社に対して、本条に基づき自己の有するB種優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる期間は、B種優先株式の払込期日の5年後の応当日の翌日(当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日)以降とする。但し、第8条の8に基づき当会社が金銭を対価とする取得条項に係るB種優先株式取得日を定めた場合、当会社がB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式取得日を通知又は公告した日からB種優先株式取得日までの間、B種優先株主は本項に基づく普通株式を対価とする取得請求権を行使することができない。</p> <p>4. <u>取得請求の受付場所は、第7条に定める株主名簿管理人及びその事務取扱場所とする。</u></p> <p>5. <u>取得請求の効力は、取得請求に要する書類が前項に定める取得請求の受付場所に到達したときに発生する。</u></p> <p>(普通株式を対価とする取得請求に係る取得価額)</p> <p>第8条の7 前条の取得請求に係る取得価額は、当初145円とし、<u>次項以下の定めに従って調整される。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>2. <u>B種優先株式の発行後に次の第1号から第5号に掲げる事由が発生した場合、当該各号に定めるとおり取得価額を調整する(取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)</u>。</p> <p>(1) <u>普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てを行う場合、次の算式により取得価額を調整する。この場合において、株式無償割当てを行うときは、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」</u>、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。<u>調整後の取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。</u></p> $\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <p>(2) <u>普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。</u></p> $\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(3) <u>第4項に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）</u>、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降、これを適用する。この場合において、当社が保有する普通株式を処分するときは、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left(\frac{\text{(発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数)} + \text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{(発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数)} + \text{新たに発行する普通株式の数}} \right)}{\text{1株当たりの時価}}$ <p>(4) <u>当社に取得をさせることにより、又は当社に取得されることにより、第4項に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本号において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本号において同じ。）に、又は株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、又は株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(5) <u>行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額が第4項に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本号において同じ。）に、又は株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、又は株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>本号による取得価額の調整は、<u>当会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されない。</u></p> <p>3. <u>前項各号に掲げる事由によるほか、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当社は、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額及び適用の日その他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行う。</u></p> <p>(1) <u>合併、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>(2) <u>前号のほか、普通株式の発行済株式の総数（当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>4. <u>取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所市場第一部における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(金銭を対価とする取得条項) 第8条の16 (条文略) (普通株式を対価とする取得条項) 第8条の17 (条文略)</p> <p>2. 前項の場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、かかるB種優先株式の数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、B種優先株式一斉転換日における第8条の15に定める取得価額で除して得られる数の普通株式をB種優先</p>	<p>5. <u>取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまる場合は、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</u></p> <p>6. <u>前項までに定める取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとらなければならない。</u></p> <p>(金銭を対価とする取得条項) 第8条の8 (現行通り) (普通株式を対価とする取得条項) 第8条の9 (現行通り)</p> <p>2. 前項の場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、かかるB種優先株式の数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、B種優先株式一斉転換日における第8条の7に定める取得価額で除して得られる数の普通株式をB種優先</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>株主に対して交付する。本項に基づいてB種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</p> <p>(譲渡制限)</p> <p>第8条の18 (条文略)</p> <p>第2章の4 C種優先株式</p> <p>(C種優先株式の剰余金の配当)</p> <p>第8条の19 当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、第33条に定める期末配当金としての剰余金の配当を行う場合、第34条に定める中間配当金としての剰余金の配当を行う場合、又はこれら以外の剰余金の配当を行う場合、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、C種優先株式1株につき普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金を支払う。</p> <p>2. C種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、普通株式及びB種優先株式に係るそれと同順位とする。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第8条の20 当社は、残余財産を分配する場合、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)の金銭を支払う。</p>	<p>株主に対して交付する。本項に基づいてB種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</p> <p>(譲渡制限)</p> <p>第8条の10 (現行通り)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p> <p><u>(議決権)</u></p> <p>第8条の21 <u>C種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。</u></p> <p><u>(種類株主総会における決議)</u></p> <p>第8条の22 <u>当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、C種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p> <p><u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u></p> <p>第8条の23 <u>C種優先株主は、第3項に定める取得を請求することができる期間中いつでも、当社に対して、自己の有するC種優先株式の全部又は一部を、普通株式を対価として取得することを請求することができる。</u></p> <p>2. <u>前項の取得請求があった場合、当社は、当該請求に係るC種優先株式を取得するのと引換えに、当該請求に係るC種優先株式の数にC種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を次条に定める取得価額で除して得られる数の普通株式を当該C種優先株主に対して交付する。本項に基づいてC種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合は、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. <u>C種優先株主が当会社に対して、本条に基づき自己の有するC種優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる期間は、C種優先株式の払込期日の1年後の応当日の翌日(当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日)以降とする。但し、第8条の25に基づき当会社が金銭を対価とする取得条項に係るC種優先株式取得日を定めた場合、当会社がC種優先株主及びC種優先登録株式質権者に対し、C種優先株式取得日を通知又は公告した日からC種優先株式取得日までの間、C種優先株主は本項に基づく普通株式を対価とする取得請求権を行使することができない。</u></p> <p>4. <u>第8条の6第4項及び第5項の規定は、本条に定める取得請求がなされた場合に準用する。</u></p> <p><u>(普通株式を対価とする取得請求に係る取得価額)</u></p> <p><u>第8条の24 前条の取得請求に係る取得価額は、当初145円とし、第8条の7第2項から第6項までの規定を準用して調整する。この場合、当該各項の「A種優先株式」、「A種優先株主」及び「A種優先登録株式質権者」は、「C種優先株式」、「C種優先株主」及び「C種優先登録株式質権者」とそれぞれ読み替える。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p>第8条の25 当社は、C種優先株式の払込期日の翌日以降、取締役会が別に定める日（以下「C種優先株式取得日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、次項に定める金銭の交付と引換えに、C種優先株式の全部又は一部を取得することができる。</p> <p>2. 前項の場合、当社は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、C種優先株式1株につき、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を当該C種優先株主に対して交付する。この場合において、C種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(普通株式を対価とする取得条項)</u></p> <p>第8条の26 当社は、C種優先株式の払込期日の1年後の応当日の翌日以降、取締役会が別に定める日（以下「C種優先株式一斉転換日」という。）が到来することをもって、普通株式の交付と引換えに、C種優先株式の全部を取得することができる。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>前項の場合、当社は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、かかるC種優先株式の数にC種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、C種優先株式一斉転換日における第8条の24に定める取得価額で除して得られる数の普通株式をC種優先株主に対して交付する。本項に基づいてC種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</u></p> <p><u>(譲渡制限)</u></p> <p><u>第8条の27 譲渡によるC種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。</u></p>	<p>(削除)</p>

以上